

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

NO	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
1		身体・知的・精神障害者相談員設置事業費	身体・知的・精神障がい者からの相談に応じて、日常生活をサポートするほか、行政とのパイプ役として地域の障がい者への情報提供や地域障がい者のニーズを行政に提言する。	身体・知的・精神障害相談員への相談支援の実施 ・相談員の配置 24名 相談件数 ・身体：233件 ・知的：45件 ・精神：35件	身体・知的・精神障がい者からの相談に応じて、日常生活をサポートするほか、行政とのパイプ役として地域の障がい者への情報提供や地域障がい者のニーズを行政に提言する役割として、引き続き設置を行う必要があるが、近年相談件数が減少しており、相談員のなり手不足の問題もあるため、相談員数の見直しを検討していく必要がある。	福祉部	障がい福祉課	114 下段
2		重度障がい者(児)タクシー料金助成費	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付し、障がい福祉の増進を図る。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者に対し、月4枚の利用券(650円を限度)を交付。 交付者数：956人 交付枚数：16,245枚 実績：10,379,450円	重度障がい者の日常生活の利便性と社会参加の拡大を図るものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	115 下段
3		重症心身障がい児等日中支援事業費	重症心身障がい児等がより地域で生活しやすいよう、日中活動の場の支援を行う。	重度心身障がい児等への日中支援の実施 ・生活介護 7箇所 ・放課後等デイサービス 11箇所 ・短期入所 1箇所 利用日数 ・生活介護：6,960日 ・放課後等デイサービス：4,419日 ・短期入所：93日 実績：29,203,200円	重度障がい者の日常生活の利便性と社会参加の拡大を図るものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	116 下段
4		自立支援医療費	身体に障がいのある人に必要な自立支援医療費(更生医療、育成医療)を支給し、障がいの除去・軽減や機能回復を行う。	支給認定件数 更生医療：630件 育成医療：26件 実績 更生医療：243,037,813円 育成医療：2,150,237円	身体に障がいのある人に必要な自立支援医療費(更生医療、育成医療)を支給し、障がいの除去・軽減や機能回復を行うものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	117 上段
5		相談支援事業費	障がいのある人の地域生活の定着及び意向を積極的に推進するため、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備する。	一般相談事業所での相談支援の実施 ・相談員の配置 19名 一般相談件数：34,994件 ・地域生活支援拠点の設置 1ヶ所	障がいのある人の地域生活の定着及び意向を積極的に推進するため、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制整備を継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	117 下段
6		日常生活用具給付事業費	障がいのある人が有する能力及び適性にあわせ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行う。	利用件数：5,352件 実績：54,363,936円(内訳) ストマ：5,205件 46,177,688円 ストマ以外：147件 8,186,248円	障がいのある人が有する能力及び適性にあわせ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行うものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	118 上段
7		コミュニケーション支援事業費	障がいのある人が有する能力及び適性にあわせ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行う。	手話通訳者設置 障がい福祉課：1名 さわやか会館：2名 鳥取県東部聴覚障がい者センター：2名 要約筆記者派遣 98件 手話通訳者派遣 3,127件	障がいのある人が有する能力及び適性にあわせ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行うものであり、今後も継続して行う必要がある。	福祉部	障がい福祉課	118 下段